

平成26年度 健全化判断比率及び資本不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等(実質的な赤字や実質的な将来負担等に係る指標「健全化判断比率」と公営企業の資金不足率「資金不足比率」)を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、皆さんに公表することが義務付けられています。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
26年度決算	—	—	4.1	—
早期健全化基準	(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(40.00)	(35.0)	

○実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」で記載されます。

○健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

○健全化判断比率(将来負担比率を除く)のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

2. 資本不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	26年度決算	備考
簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
合併処理浄化槽事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

○資本不足がない(資金不足比率が算定されない)場合は、「—」で記載されます。

○資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。